発議第7号

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政 庁に提出するものとする。

平成28年6月14日 提出

提出者 江差町議会議員 若 山 明 廣

 賛成者
 江差町議会議員
 小梅
 洋子

 " 塚本 眞

 " 西海谷
 望

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法です。広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼び掛ける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されています。

骨髄バンク事業において、平成28年2月現在のドナー登録者数は45万人を超え、患者とのH LA適合率は9割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは6割未満に留まっています。これ は、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かは、ドナ ーを雇用している事業主ごとに対応が異なることなど、様々な要因によります。

骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関して様々な取組が行われています。しかし、ドナーが、検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、現在、行われていません。ドナーが安心して骨髄等を多くの患者に提供できるような仕組みづくりが早急に求められます。

よって、政府に対し、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実現するよう強く要請します。

記

- 1. 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、 企業等の取組を促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。
- 2. ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成28年6月14日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫